

助成金交付規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人茨城新聞文化福祉事業団（以下「当法人」という）が行う助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- （1）助成金：当法人が定款に定める目的に従い、文化の向上、社会福祉活動の支援、または青少年の育成を目的として給付する資金
- （2）助成対象者：助成金の交付を受ける団体または個人

（助成対象）

第3条 助成の対象は、次の各号のいずれかに該当する事業活動を行う団体または個人（以下「助成対象者」という）とする。

- （1）文化及び芸術の振興を目的とする事業
- （2）高齢者、障害者、交通遺児等、社会的弱者を支援するための社会福祉活動
- （3）児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- （4）その他、理事長が特に必要と認めた事業

（対象外事項）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象外とする。

- （1）政治的又は宗教的宣伝を目的とする事業
- （2）反社会的勢力（暴力団、暴力団員、右翼標榜団体、その他これらに準ずる者をいう）と関わりがある、又はその疑いがある団体若しくは個人
- （3）過去に本規程に違反し、助成の決定を取り消されたことがある者
- （4）その他、公序良俗に反するなど、助成が不適当であると理事長が認めた者

（交付申請手続）

第5条 助成を受けようとする者は、所定の助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、当法人に申請しなければならない。

- （1）事業計画書（活動の概要・実施期間等）
- （2）収支予算書（助成金の使途明細を含む）

(3) 申請団体の前年度の決算報告書（個人の場合はこれに準ずる書類）

(4) その他当法人が必要と認める資料（団体概要、パンフレット等）

2. 前項の申請書類の提出期限は、原則として助成を受けようとする事業を実施する年度の前年度の1月末日までとする。ただし、緊急を要する事業については、理事長が別に定めることができる。

（選定及び決定）

第6条 助成先の選定は、選考委員会（理事長、常務理事、監事、事務局長等で構成）において審査を行い、その結果に基づき、理事会の決議を経て決定するものとする。

2. 理事長は前項の規定により助成を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

（判定基準）

第7条 助成対象の判定は、次の基準に基づき公正に行う。

- (1) 活動の目的が適切であり、公共の利益に寄与するものであること
- (2) 事業の実施計画が確実であり、十分な成果が期待できること
- (3) 助成金の使途が適正であり、資金の必要性が認められること
- (4) 原則として、団体の設備拡充、改修工事など管理運営費のみを目的とする助成でないこと
- (5) 申請事業が助成交付の年度内に実施されること

（助成金の額）

第8条 助成金の額は、各年度の予算の範囲内において決定する。

（助成金の交付）

第9条 助成金は、第6条第2項の通知後、助成対象者が指定する口座への振込により交付する。交付時期については、事業の性質に応じて一括または分割して交付することができる。

（権利譲渡の禁止）

第10条 助成対象者は、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成期間と継続）

第11条 同一の事業に対する助成の継続期間は、原則として2年を限度とする。

2. 前項の規定にかかわらず、理事長が特に継続の必要があると認めた場合は、その限り

ではない。

（財政状況による給付額の調整）

第12条 当法人は、激甚な経済情勢の変動、寄付金の減少、その他やむを得ない財政上の理由により、当法人の存続または事業の継続に重大な支障が生じると判断される場合には、理事会の決議を経て、既に内定した助成金の額を減額し、または交付を停止することができる。

2. 前項の規定に基づき助成金の減額または停止を行う場合、当法人は速やかに助成対象者にその旨を通知しなければならない。

3. 本条に基づく措置によって助成対象者に生じた損害について、当法人はその賠償の責を負わないものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第13条 当法人は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により助成を受けたとき
- (2) 助成金を申請した目的以外に使用したとき
- (3) 第4条（対象外事項）の各号に該当することが判明したとき
- (4) 助成対象事業を不当に休止し、又は廃止したとき
- (5) 第14条に定める報告義務を怠ったとき
- (6) その他、助成の目的に反し、助成の対象として不適當であると理事長が認めたとき

（報告義務）

第14条 助成対象者は、助成対象事業が終了したとき、又は助成年度終了後、1ヶ月以内に実績報告書及び収支決算報告書を当法人に提出しなければならない。

2. 助成対象者は、事業の遂行が困難となった場合、直ちに当法人に報告し、その指示を受けなければならない。

3. 当法人は、必要があると認めたときは、助成対象者に対して助成事業の実施状況について報告を求め、又は現地調査を行うことができる。助成対象者はこれに協力しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第15条 当法人は、本規程に基づき取得した個人情報を、助成事業の審査、選定、通知、統計、その他当法人の事業目的の達成に必要な範囲内でのみ利用するものとし、適切に管理するものとする。

(情報の公表)

第16条 当法人は、助成事業の透明性を確保するため、助成対象者の名称、事業内容等の情報を当法人のウェブサイト等を通じて公表する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は2026年6月2日から施行する。